

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案
要綱

第一 目的

この法律は、我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下していることに鑑み、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより、地域における若者の修学及び就業を促進し、もって地域の活力の向上及び持続的発展を図ることを目的とすること。
(第一条関係)

第二 基本理念

- 一 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、国、地方公共団体及び大学の相互の密接な連携並びに事業者の理解と協力の下に、若者にとって魅力ある修学の環境の整備及び就業の機会の創出を図ることを旨として、行われなければならないものとする。
 - 二 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進は、まち・ひと・しごと創生法の基本理念に基づき行われなければならないものとする。
- (第二条関係)

第三 国及び地方公共団体の責務等

- 一 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。
- 二 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに経済的環境の変化を踏まえつつ、国の施策と相まって、効果的に地域における若者の修学及び就業を促進するよう所要の施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

- 三 国及び地方公共団体は、地域における若者の修学及び就業の促進に関する施策で大学に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮しなければならないものとする。
- （第三条関係）

第四 基本指針

- 一 内閣総理大臣は、地域における若者の修学及び就業を促進するため、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」と

いう。)に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならないものとする。

二 基本指針においては、地域における大学振興・若者雇用創出の意義及び目標に関する事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、地方公共団体が重点的に取り組むことが必要な課題に関する基本的な事項並びに地方公共団体、大学、事業者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項等について定めるものとする。

三 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議するものとする。

四 内閣総理大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

五 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

(第四条関係)

第五 地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定等

一 地方公共団体は、単独で又は共同して、基本指針に基づき、内閣府令で定めるところにより、まち・

ひと・しごと創生法に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業又は同法に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業（四において「まち・ひと・しごと創生特定事業」という。）であつて地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画（以下「計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。

二 計画には、計画の区域及び目標、地域における大学振興・若者雇用創出事業の内容、関係者相互間の連携及び協力に関する事項並びに計画期間等について定めるものとする。

三 二の区域は、大学の学部（短期大学の学科を含み、夜間において授業を行うもの及び通信により教育を行うものを除く。以下同じ。）の学生が既に相当程度集中している地域であつて他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（以下「特定地域」という。）外に定めなければならないものとする。

四 計画には、二に掲げる事項のほか、まち・ひと・しごと創生特定事業であつて当該地域における大学振興・若者雇用創出事業に関連して高等専門学校又は専門学校（専修学校であつて、専門課程を置くも

の。以下同じ。）が地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成のために行う事業に関する事項を記載することができるとすること。

五 地方公共団体は、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議が作成する案に基づいて計画を定めるものとする。

六 内閣総理大臣は、一の認定の申請があった場合において、計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

1 基本指針に適合するものであること。

2 当該計画の実施が当該計画の区域における若者の修学及び就業の促進に相当程度寄与するものと認められること。

3 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

七 内閣総理大臣は、六の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣に協議しなければならないものとする。

八 内閣総理大臣は、六の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知しなければならない。

らないものとする事。

九 地方公共団体は、八の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る当該計画を公表するよう努めなければならないものとする事。

十 地方公共団体は、六の認定を受けた計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならないものとする事。

十一 内閣総理大臣は、六の認定を受けた計画が六のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする事。
（第五条、第六条及び第九条関係）

第六 報告の徴収及び措置要求

一 内閣総理大臣は、第五の六の認定を受けた計画（第五の十の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）の適正な実施を確保するために必要と認めるときは、第五の六の認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができるとともに、認定計画が適正に実施されていないと認めるときは、その是正のために必要な措置を講ずることを求めることができるものとする事。

二 文部科学大臣は、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性に配慮する観点から必要と認めるときは、認定地方公共団体に対し、認定計画の実施の状況について報告を求めることができるとともに、大学の自主性及び自律性その他大学における教育研究の特性への配慮がされていないと認めるときは、その是正のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(第七条及び第八条関係)

第七 地域における大学振興・若者雇用創出推進会議

一 地方公共団体は、計画の案を作成し、及び認定計画の実施に関し必要な事項その他地域における大学振興・若者雇用創出の推進に関し必要な事項について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施し、又は実施すると見込まれる大学及び事業者若しくは事業者が組織する団体と共同して、協議により規約を定め、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下「会議」という。）を組織することができるものとする。

二 一により会議を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、会議に、高等専門学校又は専門学校その他当該地方公共団体が必要と認める者を加えることができるものとする。

三 会議において協議が調った事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする。

四 一から三までのもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規約で定めるものとする。

(第十条関係)

第八 交付金の交付

国は、認定地方公共団体に対し、当該認定地方公共団体の認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする。

(第十一条関係)

第九 関連する施策との連携

国は、地域における大学振興・若者雇用創出に関する施策の推進に当たっては、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、地域再生の総合的かつ効果的な推進に関する施策、大学における地域の特性を生かした教育研究の推進及び当該教育研究の成果を活用した地域の活力の向上に資する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

(第十二条関係)

第十 特定地域内学部収容定員の抑制等

大学の設置者又は大学を設置しようとする者は、特定地域外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員（特定地域内に校舎が所在する大学の学部の学生の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。）を増加させてはならないものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 1 特定地域内に設置している学部等（大学の学部、高等専門学校の学科又は専修学校の専門課程をいう。以下同じ。）の廃止、特定地域内から特定地域外への学部等の移転その他の方法により特定地域内学部等収容定員（特定地域内に校舎が所在する学部等の学生等（大学の学部若しくは高等専門学校）の学科の学生又は専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。）の収容定員のうち、当該校舎で授業を受ける学生等に係るものとして政令で定めるところにより算定した収容定員をいう。以下同じ。）を減少させることと併せて、政令で定めるところにより、当該学部等を置く大学、高等専門学校又は専修学校の設置者（2において「大学等の設置者」という。）が当該減少させる特定地域内学部等

収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

2 1に規定する方法により特定地域内学部等収容定員を減少させる大学等の設置者との協議に基づき、当該特定地域内学部等収容定員の減少と併せて、政令で定めるところにより、当該大学等の設置者とは異なる大学の設置者又は大学を設置しようとする者が当該減少させる特定地域内学部等収容定員の数を考慮して政令で定めるところにより算定した数の範囲内で特定地域内学部収容定員を増加させる場合

3 大学における教育研究の国際競争力の向上、実践的な教育研究の充実その他の教育研究の質的向上を図るために外国人留学生又は就業者である学生に限定して特定地域内学部収容定員を増加させる場合その他の特定地域内学部収容定員を増加させることが特定地域以外の地域における若者の著しい減少を助長するおそれが少ないものとして政令で定める場合
(第十三条関係)

第十一 勧告及び命令

一 文部科学大臣は、大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校又は私立学校であるものに限る

。) の設置者又は大学を設置しようとする者 (以下「公私立大学設置者等」という。) が第十に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、その是正のために必要な措置を講ずることを勧告することができるものとする。

二 文部科学大臣は、一の勧告を受けた公私立大学設置者等が、正当な理由がなくて当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該公私立大学設置者等に対し、当該措置を講ずることを命ずることができるものとする。

三 文部科学大臣は、一の勧告又は二の命令を行うために必要があると認めるときは、当該公私立大学設置者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第十二 地域における若者の雇用機会の創出等

国は、地方公共団体と連携して、地域における若者の就業を促進するため、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、地域における適職の選択を可能とする環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(第十五条関係)

第十三 附則

一 施行期日

この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行するものとする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとする。

1 第十及び第十一並びに二及び三（二に係る部分を除く。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 三（二に係る部分に限る。）及び四の1 平成三十一年四月一日（附則第一条関係）

二 失効

第十及び第十一は、平成四十年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。

（附則第二条関係）

三 経過措置

第十は、次に掲げる場合において、特定地域内学部収容定員を増加させるときは、適用しないものとする。

1 平成三十一年三月三十一日までに、特定地域内における大学の学部の設置その他の政令で定める事

項について、学校教育法の規定による文部科学大臣の認可（以下「認可」という。）を受けた場合

2 平成三十六年三月三十一日までに、特定地域内における専門職大学若しくは専門職短期大学又はこれらに準ずるものの設置その他の政令で定める事項について認可を受けた場合

3 一の1の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、特定地域外から特定地域内への大学の学部の移転その他の政令で定める事項について、文部科学大臣への届出を行った場合

4 一の1の施行の際現に、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要な校舎その他の施設又は設備の設置又は整備に関し政令で定める相当程度の準備が行われている場合（附則第三条関係）

四 検討

1 政府は、平成三十六年三月三十一日までの間に、専門職大学等の設置の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成四十年三月三十一日までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況その他この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五 内閣府設置法の一部を改正し、所掌事務を追加すること。

(附則第五条関係)

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第七条関係)